

平成30年第9回農業委員会総会議事録

平成30年9月10日（月）第9回総会を市役所南庁舎3階3A会議室に招集した。

農業委員 18人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏
	2番	清原 保		3番	大原 砂利
	4番	三上 雄二		5番	谷川内 茂
	6番	倉脇 敏弥		7番	眞壁 勲二
	8番	神山 順一		9番	川上 憲次
	10番	久保木 誠		11番	藤本 彰
	12番	山田 條一		13番	小田 正廣
	14番	奥山 亮		15番	橋本 澄男
	16番	藤澤 和利		17番	仲田 清志

推進委員 8人

1番	小西 堅	2番		3番	泉 登
4番		5番	三輪 金樹	6番	長岡 保義
7番	後藤 保夫	8番	井上 光男	9番	鈴江 寛
10番	奥津 忠和				

欠席委員 2人 推2番 山本 計博 推4番 溝尾 美恵子

議事	議案第40号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第41号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第42号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第43号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第44号	農地権利移動を認める別段の面積の設定について
	議案第45号	現況証明にかかる現況認定について
	報告事項	農地改良届について
		農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
		平成30年7月豪雨に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農地の形状・用途の変更について
		農地転用期間変更届
		利用権設定中途解約について
	協議事項	
	その他	

事務局職員（書記）

事務局長

小川 泰典

次長

藤井 和昭

主査

西川 康裕

（開会時刻 午前9時30分）

藤井次長	<p>皆様おはようございます。 只今から、新見市農業委員会第9回総会を開催致します。 本日の出席は26名、欠席は推進委員2番山本委員、推進委員4番溝尾委員です。 それでは最初に逸見会長から挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。 （中略） 本日もよろしくお願い致します。</p>
藤井次長	<p>続いて「農業委員会憲章」の唱和を行います。 今回は15番橋本委員に先導をお願い致します。</p>
橋本委員	<p>「農業委員会憲章」の先導</p>
藤井次長	<p>ありがとうございました。 それでは、ここからの進行は会長よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくお願い致します。 それでは日程1「議事録署名委員の決定」を行います。 本日議事録署名委員は、15番橋本委員、16番藤澤委員にお願い致します。 続いて、日程2「議事」に入ります。 議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>3条2件あります。1番ですが場所は馬塚、現況は畑、1筆です。移動の理由は贈与による所有権移転です。 作物は野菜、作業従事者は2名です。農地法第3条第2項の状況ですが1号の「全部効率利用」ですが、機械、従事者等も揃っており、農地のすべてを効率的に利用できるものと思われま。2号ですがこちらも法人ではない為該当致しません。3号ですが、信託ではないので該当しません。4号ですが、「農作業常時従事」について、譲受人は農作業を行う必要が</p>

	<p>ある日数について農作業に従事すると見込まれる為該当致しません。5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えているので該当致しません。6号ですが貸借にも値しません。7号の地域調和ですが、譲受人は県南に住んでおり耕作できないため、地元の近隣の農業者に贈与するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、また、地元農業者への贈与の為、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
眞壁委員	<p>9月4日に泉推進委員と調査しました。場所は馬塚、●●●地内で、現在休耕している農地で、譲受人はこの農地を含め、自作農地、後2筆約10aについていずれ嵩上げ工事すると言うことで、来月か再来月にはその申請が出てくると思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
仲田委員	<p>贈与の理由で言いますと、譲渡人の残りの●, ●●●程ですかね、これは耕作放棄地となっているということでしょうか。</p>
眞壁委員	<p>そのようです。</p>
仲田委員	<p>その残りの土地について、手出しは何も聞いていない。</p>
眞壁委員	<p>この農地については、譲受人が将来の為に嵩上げ工事をして、耕作しやすいようにするというのが条件。それで相手人がそれに合わせてくれた。それと、長年に渡りここに住んでいないということで、たまたま譲受人の農地と繋がっているということで、効率的にしようということです。</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第40号1番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p>

	(全員挙手)
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続いて議案第40号2番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>2番ですが場所は菅生、田、畑8筆です。移動の理由は贈与による所有権移転をするというものです。作物は水稻、野菜、作業従事者は3名です。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えている為該当しません。7号の地域調和ですが、高齢で耕作できないため親から子へ贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。第1号から第4号、6号につきましても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしている事、また、家族間の贈与であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
谷岡委員	<p>確認日が8月10日と、9月2日に確認しました。畑が少ないということで、畑を作るということと、田んぼをこれまで以上に耕作をしていくということです。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>議案第40号2番に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請の通り決定と致します。 続いて議案第41号農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回3件出ております。1番目ですが場所は大佐田治部、現況地目は畑、転用目的は建設重機修理工場です。転用理由ですが、申請者の息子が現在</p>

	<p>農業の手伝いと、市内修理工場に勤めているが、今年末に退職するため、申請者が建設重機工場を開業し、息子が勤めることとなったというものです。工事期間は許可日から31年1月31日です。建ぺい率は23.78パーセントとなっております。申請地は、農用地区域内農地以外であって甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、第2種農地と考えます。申請者の息子が現在農業の手伝いと修理工場に勤めておりますが、今年末に退職するというので、申請者が建設重機修理工場を開業し、息子が勤めるということです。所有する土地で、申請地以外に適当な場所はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えられます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。なお、資金計画は土地造成及び、建築費は記載の通りです。すべて自己資金となっております。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
山田委員	<p>9月5日に後藤推進委員と久保木委員で現地を確認しました。場所は県道勝山線、旧田治部小学校から小阪部へ1km行った所の左側に住宅兼店舗があります。その右側に納屋、その右側に農機具倉庫、その右側に申請の土地があります。転用理由は記載の通りです。関係書類は揃っており問題ないと思われれます。以上です。よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第41号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め1番は許可妥当と致します。続いて議案第41号2番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>2番です。場所は大佐田治部、現況、田、転用目的は農地改良で、理由は排水を良くするため嵩上げを行うものです。工事期間はH30年9月25日から1年間ということです。申請地は、農用地区域内農地以外であって甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、第2種農地と考えます。申請地を嵩上げし、排水を改善し、生産</p>

	<p>性を高めるために一時転用するものであり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、これは嵩上げをするということで、近隣の工事がたまたまありまして、その土をそこに搬入するということですので費用は発生しません。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
山田委員	<p>9月5日に後藤推進委員、久保木委員と現地を確認しました。場所は県道豊永長屋線旧●●小学校から南へ約3.2km行った所に●●という部落があります。その部落の右の端になります。●●神社という社がありますけどそれから少し行くと、●●と小阪部ダムの川べりの始まりの所があります。各計画書類は揃っており、これも問題ないと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第41号2番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め2番は許可妥当とします。続いて議案第41号3番の議案について事務局から説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>3番です。場所は哲西町大野部、現況、田、転用目的は農地改良で、嵩上げをして耕作の利便性の向上を図るというものです。工事期間はH30年7月12日からH30年9月30日となっております。申請地は、農用地区域内農地ですが、嵩上げする事により、耕作の利便性を高めるための農地改良であり、例外許可規定の「仮設耕作物の設置、その他の一時的な利用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」に該当することから転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>

谷川内委員	<p>確認は9月3日、奥津委員、三上委員と申請者と行っております。</p> <p>工事期間が7月になっているのは7月の豪雨で裏山が崩れまして、住宅が危ない状態で住宅の前にちょうどこの土地がありまして、そこまで約1mから2mくらい土砂が入り、それで母屋が危険な状態なので裏山の土砂をすぐ撤去ということで、この水田が現状では使えないということで、裏山の土砂をここへ埋めさせてもらって、それまでに7月に相談を受けましたので、一応、農地改良で出して下さいということで、書類が遅れているということです。9月3日に確認した現状はほぼ完了はしていますが、水田としては無理なので、後日畑にするか、農地転用してもらって農地を外すかという現状になっております。提出が遅れることはご了承いただいて、後の許可をお願いします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明終わりました。これについてご意見、ご質問ございませんか。</p>
小川局長	<p>資金計画ですが、土地造成費等は記載の通りで全て自己資金です。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第41号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め3番は許可妥当と致します。以上3件はいずれも面積が30a以下の為、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
会 長	<p>諮問不要として許可と致します。続きまして議案第42号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>第42号農地法第5条規定による許可申請です。</p> <p>事前に送付しておりました資料では、全部で5件でしたが、●●●●●工業、●●●●●工業さんの2件につきましては添付資料が整いませんでしたので、落とさせていただいております。</p> <p>それでは1番ですが、場所は高尾、現況、田、畑2筆です。転用目的は共同住宅、理由は申請地近くに公立大学があり、学生の入居が期待される</p>

	<p>ため、共同住宅を建築し、土地を有効活用するというものです。契約の種類ですが、売買による所有権移転で、価格については記載の通りです。工事期間ですがH30年10月20日からH31年3月25日ということです。建ぺい率は28.2パーセントです。申請地は都市計画法に規定する用途地域内にある農地であり、第3種農地と考えます。申請地の近隣には新見公立大学があり、学生向けの共同住宅を建設し、賃貸経営を計画しているもので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり周辺農地への影響はないと考えられこの転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが土地造成費、建築費は記載の通りで全て借入金です。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
倉脇委員	<p>9月5日に眞壁委員、溝尾推進委員と確認しております。場所は高尾の●●石油下手の田畑になっております。一段下がったところで、草が生えた状態になっていました。以上です。よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
後藤委員	<p>共同住宅、確かに良いですが、何階建てで何部屋作られるんです。●億●千万。建物で言えば●億●千万。</p>
小川局長	<p>2階建てで16部屋です。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第42号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め1番は許可妥当と致します。続いて議案第42号2番の議案について事務局から説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>2番です。場所は長屋、現況、畑、転用目的は露天駐車場及び進入路です。理由は露天駐車場及び住宅への進入路として利用するということで、</p>

	<p>売買による所有権移転です。価格につきましては記載の通りで、工事期間は許可日から2ヶ月です。申請地は農用地区域内農地以外であって、申請地は、甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で第2種農地と考えます。申請者宅には駐車場がなく、また自宅への進入路が狭いため、この度当該申請地を露天駐車場及び進入路として利用しようとするものであり、所有する土地で申請地にかえて利用できる適当な土地はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載の通りで、全て自己資金です。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
藤澤委員	<p>逸見会長に代わりまして失礼致します。9月3日に逸見、三輪委員と3人で現地を確認しております。場所は下長屋で、下長屋の●●へ入る道があります。そこを約100m行くと●●との分岐点があります。そこを右にとって約50mから100mです。その場所ですて、ここへ書いてありますとおり、進入路、駐車場としての申請が出ております。問題ないと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第42号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め2番は許可妥当と致します。続いて議案第42号3番について事務局から説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>3番です。場所は大佐永富、現況、田、転用目的は工事用仮設道路です。転用理由ですが、災害復旧工事で発生する土砂の搬入、搬出路として利用するというものです。契約の種類は使用貸借権です。工事期間は許可日から半年間と言うことです。申請地は農用地区域内農地以外であって、申請地は、甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で第2種農地と考えます。この度の7月豪雨により発生した災害</p>

	<p>の復旧工事の為、土砂を搬入、搬出するための工事用仮設道路として、一時転用するものであり、所有する土地で申請地にかえて利用できる適当な土地はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられこの転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、使用貸借で、工事自体は鉄板を敷くということで、造成を伴わないということで費用等は発生しません。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
久保木委員	<p>9月5日に山田委員、後藤推進委員と確認を行いました。場所はJR刑部駅から富原方向へ約1.5km行きますと、●●という踏切があります。それを渡りまして約20mです。説明がありましたように7月の豪雨で、近所の方の家の裏の畑がつえて、その土を出すための仮設道路ということで、お借りして鉄板を敷いて仮設道と言うことです。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問ございませんか。</p>
仲田委員	<p>使用貸借権の設定と言うことですが、使用貸借料というのは発生するのでしょうか。</p>
小川局長	<p>賃貸ではないので発生しません。</p>
久保木委員	<p>親族関係ですので無償で貸せて、通らせてあげると言うことです。</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第42号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め許可妥当と致します。以上3件につきましてもいずれも面積30a以下の為、県農業会議への諮問は任意となりますが諮問不要としてよろしいでしょうか。</p>

	(全員賛成)
会 長	諮問不要として許可と致します。続きまして議案第43号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。
西川主査	今回、新規の貸し付けが2件出ております。 (議案第43号1番～2番を資料により朗読説明) 新規については以上です。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。
奥津委員	9月3日に谷川内委員と三上委員と確認致しました。場所は1番は、国道182号の東城との県境の手前300mを左に行った所に●●集会所がございます。●●集会所の所へ1枚と、それからわかれて縦貫沿いに300m行った所に1枚、まっすぐ集会所から●●神社と言うのがありますが、そこまで行って2枚あります。耕作してありました。2と3は哲西町八鳥の●●小学校から東城方面へ県道沿い2km程行った所に●●神社があるんですが、その手前に2番の3枚、左下に2枚ありまして、1枚はリンドウが1枚植えてありました。もう1枚は水稲、また右側に1枚水稲、また●●神社のねきの所に2枚水稲がありました。よろしくをお願いします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので議案第43号新規の議案について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め新規は決定と致します。続いて再設定について事務局の説明をお願いします。
西川主査	再設定が1件出ておりますが、今まで耕作されてきたものの継続ですので問題ないと考えます。

会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。奥津推進委員、補足説明ございますか。なければなくてもいいし。
奥津委員	3番が新規だと思って確認に行ってます。すみません。
会 長	再設定についてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	議案第43号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め再設定は決定と致します。続いて議案第44号農地の権利移動を認める別段の面積の設定について事務局から説明をお願いします。
西川主査	空き屋に付随する農地について下限面積を引き下げるもので、新見市においては0.1a、10㎡以上の経営面積があれば農地の取得が可能になるものです。今回は神郷下神代の畑1筆について、別段面積の指定申請書の提出を受けました。この度、他市からの転入者を受け入れるもので、既に契約済みです。今回別段面積の設定が決定しましたら、来月農地法第3条の申請が提出される予定です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
仲田委員	9月2日、大原委員と現地の確認をしています。この後現況証明が出てくるんですが、●●平米ほどの農地が付随しているということで、既に契約は済んでおりました。後、現況証明等出てくるのでその時でお願いします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第44号の議案に賛成の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め議案第44号は決定と致します。続いて議案第45号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回2件あります。1番ですが、場所は菅生、現況地目は原野、2筆です。理由としまして、昭和の頃より、耕作しておらず原野となっているということです。 2番ですが、場所は神郷下神代、現況地目宅地、1筆です。理由ですが、昭和の頃より庭木を植え、宅地として利用されているというものです。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。1番。
谷岡委員	確認日が9月2日、昭和の頃より耕作しておらず、本当に原野になっております。前回の委員会の時も説明させていただきました。以上です。
会 長	続いて2番をお願いします。
仲田委員	9月2日に大原委員と、溝尾さんが都合が悪く後から確認をしてもらってます。先程出ました44号のことと一緒になんですが、場所は下神代、旧役場手前、森林組合手前50m右側にありまして、ずっと空き屋になっておりまして、不動産会社が管理されてたんですが、この度売買契約が決まったということで、現況証明がでております。別段問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第45号1番、2番の認定に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め認定と致します。ここで25分まで休憩と致します。 ～ 休憩 ～ (午前10:15～午前10:25)

会 長	<p>時間が来ましたので、始めたいと思います。続きまして報告事項に入ります。農地改良届について説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回4件出ております。1番目ですが場所は金谷、現況地目は田、目的は嵩上げです。嵩上げ高は0.4m。理由ですが、嵩上げをし、排水を良くし、畑として利用するものです。期間ですが、H30年7月9日からH30年7月13日ということで、災害復旧の緊急を要するというで既に完了しております。</p> <p>2番目ですが、場所は千屋実、現況地目は田、目的は嵩上げで高さは0.53mです。理由は、嵩上げを行い排水をよくするというで、こちらも災害復旧に伴うということで、工事期間がH30年8月22日からH30年8月31日で、既に完了しております。</p> <p>3番目ですが、場所は千屋実、現況地目は田、目的は嵩上げで、高さは0.17mこちらも嵩上げを行い排水をよくするためということ。これも災害復旧に伴うということで、工事期間はH30年8月22日からH30年8月31日で、これも完了しております。</p> <p>4番目です。場所は大佐永富、現況地目は田、目的は嵩上げ、高さは0.2m、理由は嵩上げを行い排水を良くするためということ。こちらも災害復旧に伴うということで、工事期間はH30年7月27日から既にしておりまして3ヶ月間ということで、10月26日までということで届出が出ております。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より確認報告をお願いします。</p>
藤澤委員	<p>災害ということで現地は7月13日の総会の時に少し見ているんですけど、完了届が出ておりますので、9月3日に私と逸見会長、三輪推進委員と現地を確認しております。家の裏が少し崩れまして、土をこの田んぼに入れて畑とするということで後から出てくるとは思いますが、もう完了しております。場所は金谷から正田橋へ行く正田橋の手前100m程の左が空き地と言いますか車が入る所があります。そこへお寺の像がありますが、そこの横です。以上です。</p>
会 長	<p>2番をお願いします。</p>
小田委員	<p>2番、3番一緒に。8月26日申請者から電話がありまして、現場を見ましたところ、災害で8月いっぱい補助金の何かあるということで、工事をしないとイケないということで、9月7日山本委員といきましたが、既にできておりました。実際は農道、林道に土砂がでまして、大変いいも</p>

	<p>のだということで、田んぼを埋めて、悪いところに入れて嵩上げするということと言われてました。見ましたら綺麗に出来ておりました。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>続いて4番。</p>
<p>久保木委員</p>	<p>確認日が9月5日に行きました。場所は●●●小学校から市道を東へ約200m行きますと、JRの陸橋があります。その手前に民家が1軒あります。その北側です。先程の5条の4番がそれとの関連で、さきの豪雨で裏の畑がつえて肥土であるので、業者の方に請け負ってもらったら約20cm位になるだろうということで、実際工事期間が27日となっていますが、災害で市に相談したら早急に取れということで2トン車に2、3杯運んで入れておりました。本格的な工事はまだ行われておりませんでした。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>小川局長</p>	<p>今回3件出ています。1番目ですが、場所は草間、現況地目は畑、転用目的はKDDI(a u)携帯電話無線基地局の建設。理由は当該地域の携帯電話サービスの向上を図るというものです。契約の種類は賃貸借権の設定です。工事期間はH30年9月7日からH30年9月10日と言うことです。</p> <p>2番目ですが、場所は神郷釜村、現況地目は畑、転用目的は先程と同じでKDDIの携帯電話の無線基地局の建設、理由も同じく当該地域の携帯電話のサービスの向上を図るというもので、契約の種類は賃貸借権の設定、工事期間はH30年9月16日からH30年10月17日と言うことです。</p> <p>3番目ですが、場所は哲多町田淵、現況地目は畑、転用目的はこちらも同じで、KDDI携帯電話無線基地局の建設で、理由も当該地域の携帯電話サービスの向上を図るというもので、契約の種類も賃貸借権の設定、工事期間はH30年10月1日からH30年12月31日です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について関係地区委員より報告をお願いします。</p>
<p>神山委員</p>	<p>1番について9月3日に藤本委員と現地の確認をさせていただきました。場所ですが、●●●小学校から東へ300m上がった●●部落の方になります。現況ですが、カヤ畑のような状態になっていまして、既に1本同じようなアンテナが建っているんですけど、そのすぐ隣に補強用のアンテナという形でもう1本アンテナが建つということで、問題ないと思いま</p>

	す。
会 長	2番お願いします。
橋本委員	9月5日、現地を確認に行きました。場所は●●●の新見日南線で県道8号線です。足立駅より、2.5km位新郷寄りに行った●●地区の●●という部落です。そして、その部落の新郷寄りの一番初めの家の●●橋という橋がありますが、その50m位手前の県道脇の菜園場です。現地を見ましたところ杭を1本打っていました。地域に何も支障は無いと思いますし、菜園場も現在は少し雑草が生えている状況です。以上です。よろしくお願いします。
会 長	3番お願いします。
奥山委員	9月2日貸付人立ち会いのもと、川上委員と現地を確認しました。場所は哲多和牛牧場第2農場から100m程の所です。同じように杭が打ってありました。以上です。
会 長	続いて平成30年7月豪雨に伴う災害時の応急処置・普及に係る農地の形状・用途の変更について事務局の説明をお願いします。
西川主査	農林水産省から通知がきまして、市が行う災害復旧工事に伴う農地転用については許可不要となっていますが、担当課から農地の形状・用途の変更について報告をしてもらうようにしています。今回、建設課から大佐大井野、田、畑5筆、市道の災害復旧工事に伴う残土置場と言うことで報告を受けています。以上です。
会 長	この件について関係地区委員の報告をお願いします。
久保木委員	9月5日に現地を見ました。内容は事務局の説明の通りです。場所は大佐大井野の集落に入る、後醍醐天皇が休んだとされる場所があります。その右上に神社があるんですが、そこから約100m大井野の集落よりに入った右側の所です。構造改善は行っていない場所でした。
会 長	続いて農地転用期間変更届について事務局の説明をお願いします。
西川主査	農地転用期間変更届が1件です。上市地内、田、畑5筆5条による露天資材置場で、H30年8月31日までの予定でしたが、7月豪雨災害により施工業者の対応が困難になった為、平成30年12月20日までの変更

	届が出ています。以上です。
会 長	この件について関係地区委員の報告をお願いします。
眞壁委員	今日も少し来る前に寄ってきたんですけど、概ね埋め立て工事そのものは8割くらい出来ているかなというところで、場所が良いのですぐ済むだろうと思います。
会 長	続いて完了届について事務局から説明をお願いします。
西川主査	完了届が4件出ています。正田地内4条による進入路、金谷地内農地改良届による嵩上げ、大佐小阪部地内29条による農機具倉庫、哲西町矢田地内4条による墓地への転用、以上です。
会 長	1番からお願いします。
藤澤委員	1番と2番同じように9月3日に3人で確認しております。以上です。
久保木委員	3番、9月5日に確認致しました。立派に出来ておりました。
三上委員	4番、9月3日に3人で確認しました。農地パトロールの時に指摘させてもらった所です。
会 長	利用権設定中途解約について事務局の説明をお願いします。
西川主査	中途解約が1件出ています。唐松地内、田1筆、高齢の為ということで、今年いっぱいまでで、来年以降耕作者が変わる予定です。
会 長	この件について地区委員の報告をお願いします。
三輪委員	9月3日、会長、藤澤委員と確認に行きました。場所は唐松、旧道を800m位入ると●●建設があります。その建設事務所の裏の方です。問題ありません。
会 長	続きまして日程3、協議事項に入ります。先月の農地パトロールの状況報告を簡単にお願ひ致します。見てどうだったかと言うのをお願いします。1班から順次お願いします。
眞壁委員	今回は、7月の災害を受けた農地を主に見てきました。まず●●●村の上

	<p>の用水路の上の斜面が崩落している、農地も含めて被災した訳ですが、用水を早く通さなくてはいけないということで、既に応急処置は済んでいます。それから高梁川を挟んで向かい側の坂本●●の杉檜の裏山が数十メートルに渡って崩落して、水田が23aか25aあるそうですが、それが全部埋まって、杉檜も何十本も流木が端の方は家にくっついている状態で、10日くらい前に応急処置はしています。次に千屋の●●も谷川が氾濫して流木と土石で水田が何枚も埋まっている。もう一つは菅生の谷岡委員さんの水田ということで、裏のよその水田の法面が崩落して、これは相当埋まってなかなか復旧は難しいかなと、いずれも復旧には相当かかると思います。以上です。</p>
会長	耕作放棄地とか遊休農地は増えた、減った感じは。
眞壁委員	それは昨年通り。
会長	横ばいですか。
眞壁委員	自分の所の農地調査はもう済んでいるので、昨年通りです。
藤澤委員	<p>同じように出発しまして、広瀬地区の水害の現状を確認しております。堤防沿いには土砂で稲が見えない程度に積もっておりました。全体が土砂で、ある程度少ないなと思っても全部土砂が入っておりました。下の方は原状復旧が難しいのではないかとということで、稲も収穫は皆無のような状態です。唐松の方へまわりまして、唐松の●●●●●地区の現状を確認しております。ここも同じように、ただ稲というものは強いので、災害からはだいぶ経ったので青くなっておりましたが、そんなに悪くは、上から見たら分かりませんが、入ってみますと、土砂が入ってこれは大変だなと、20、30cm以上は下の方は入っております。この前、いらんことですが共済の方で確認しております。収穫皆無ということでみております。全般的に●●●●●地区は全体的が浸かっておりますので、多かれ少なかれ土砂が全部田んぼに入っています。それから唐松の眞壁、市場この地区をよく見える唐松荘の上から見ております。耕作放棄地は去年よりはいくらか増えています。草間へ上がりまして、途中から足見地区を確認しております。全体的にある程度放棄地は仕方ないなということで、だんだん荒れております。そこから草間の周辺を見て帰りましたが、耕作放棄地はもう5年もしたらまた大変なことになるなと実感をうけました。</p>
久保木委員	大佐班です。山田委員、後藤推進委員と行いました。最初に縦貫道の布瀬大佐トンネルの南下を見ましたが、ここはカヤが綺麗に生えておりまし

た。川下に出まして大佐の一番南端、小阪部ダムから1kmくらいの所に行きました。各地から水が集まったのでしょう。水田がかなり浸かって、稲が2、3株見えた状態でした。小阪部川を上に入りまして、●●●●●というところに行きました。ここは民家の前がかなり荒れて耕作不能ということでした。さらに500m程上に行きますと大木が生えてどうにもならんということで、また小阪部に帰りまして、県境に行きますと、民家から上はほとんど荒れてました。県道に出まして新見勝山線を小阪部寄りに帰りまして、途中、旧幼稚園があったところですが、ちょうど●●●●●小学校の裏側ですが、昨年まではカヤとかカズラが茂っていたのですが、パトロールの時に見ましたら、綺麗に整地にしてマルチを張って耕作が出来るような状態にして、2、3日前に行ってみるとキャベツを植えていました。やれば出来るのだなと思いました。大佐山の阿新農協の大佐支所の裏側、そこに行きますと、転用届が出ていたところ、道路拡張ですが、まだ工事が行われていませんでした。いずれ延長願いが出ると思います。全体的に不法投棄、無断転用というのはみられなかったようですが、大佐もだんだん耕作放棄地が増えるのではないかという感想でした。

仲田委員

4班は完了届が出ていない所を重点的にということと、現在工事中であろうという箇所をまわってきました。●●から●●に向けて丸紅がしている養鶏場の届が出ていたんですが、確認しに行きましたら造成工事が済んで、排水施設等ができておりました。施工業者は宗宏工業さんですが、建屋の方も宗宏さんがそのまま続いて請け負ったということで確認して帰っています。ここはまだ2期工事等々が出る予定なので、田曾の地形に合わない立派なものが出るのではないかと期待しております。道が通行止めということで舞尾へおりまして、災害で水路が詰まっていると聞いていたので見に行きました。舞尾はその水路で大体1ヘクタールちょつとの水を賄っておりまして、今耕作者が2人でその田んぼ等々管理しています。心配したのですが、そこがようやく、最近になって市で対応して設計に入って水路をなんとかするという事を後から聞きました。農業用施設の届があったところを見に行きまして、そこは乾燥場をするのですが、建物は建っておりまして、大体、相対的に耕作放棄地は進んではない、かといって改善もそんなにされていないという感想はありました。完了届は出してもらえるように話はしています。常日頃から大原委員、橋本委員、井上推進委員も農地の確認等々は日頃から行っているの、さらに一層荒廃が進まないように注意はしていきたいなと思いました。

川上委員

出発式にはイチゴ農家のパトロール隊長含め、逸見会長、我々委員とともに合わせて去年に続いて吉備ケーブルテレビも動向しました。哲多の新砥地区内も7月の水害で大仕掛けにしているトマト農家も大変な水害を

	受けられました。そこを見せていただきました。次にリンドウの栽培地域これも合わせて見せていただいたということです。
会 長	耕作放棄地はどうゆうふうになつとる。横ばいじゃろうか多少増えた様な感じですか。
川上委員	例年並みでして、特に災害によって圃場の法面が崩落というのが結構ありまして、今回の農地調査でもそれを備考欄へ筆記しとんですが、かなり減っています。
谷川内委員	完了届中心に災害の所を見てまわりまして、哲西、国道沿いでということで今日報告されたところと、まだ指導したところが出ていない完了届もありますけども、そこら辺をみて、指導しました。矢田地区の河川が結構氾濫しまして削った様になり、土砂が田んぼに入ったということがありましたが、さっきも言われたように、20cmか30cm位、後どうするかなど、自分でも人ごとですけど大変だなと思ひまして、稲は生えていましたが穂は出ていない状況でした。大野部の場所は少し入った様な奥ですけど、裏山がずれて土砂崩れで否応なく埋め立てにしたと聞きまして指導してまいりまして、今回農地改良で出ていますけどそれも大変です。哲西は割と川は小さいですけど、土砂崩れとか色々災害も出ているようでした。農地状況ですが耕作はしてないですが、草刈りをしている状況でA判定から農地にしても良いような所がまあまああり、どちらかという耕作はしてないが手入れはしているというのが目につきました。奥には入っていないので分かりませんが。全般にいい傾向になっているのではないかと思います。
会 長	皆さん暑い中ご苦労様でした。事務局から何かありますか。
西川主査	視察研修について。 <ul style="list-style-type: none"> ・10月26日の平成30年度市町村農業委員農地利用最適化推進委員研修会について ・8月に行われた歓迎会の決算について
藤井次長	資料をお配りしております。回覧として資料が出ていると思うんですが、被災農業者向け経営体育成支援事業というものについて説明させていただきます。市報の9月号の回覧で配らせていただいております。国から今度施工に関係して農業用ハウスでありますとか、農機具庫等の修繕や取得に関する補助、ハウス等に入った土砂の撤去費用についての補助の事業が出ました。条件としましては、今後も営農される方ということになりま

すが、細かいことと言いますと、パレット、コンテナ、マルチ、そういったものは対象外になるのですが、農業用の機械、農機具倉庫等は修繕、または取得に対して、裏を見ていただきますと、助成、補助率と致しまして10分の9という高い率で補助が受けられます。共済加入、未加入で若干差があるのですが、被災した方にとということで資料がでております。基本は出来るものは修繕していただくとなっておりますので、出来ない場合は直りませんという証明を付けて購入も可能です。裏に続きまして、施設を撤去する場合、ハウス等が壊れて撤去する場合も一定の単価が示されていますが、その単価、あるいは見積もりの安い方を全額に対して支援が受けられることになっています。これも営農を継続するということで、それが条件になっています。受付は11月15日とさせていただきますので、ご近所でこういった方がおられるということがありましたら、紹介していただいて市役所の本庁、または支局にご連絡いただければと思いますのでよろしくお願いします。

続きまして、ちょっとお時間いただきまして、農地中間管理事業の推進について農地集積専門員の大本さんから説明をいただきます。お願いします。

大本専門員

本日は総会で貴重な時間を割いていただきありがとうございます。

(資料による説明)

何かご質問がありましたら。

谷川内委員

経営協力金が来年減るということですが、しつこいようですが決まっているのですか。

大本専門員

確かに決まっています。最悪無くなることはないかも知れませんが、この間の県の会議ではそういう報告がありました。

谷川内委員

今5年くらいですけど、10年以上経ったらどうなるのですか。要するに管理機構に出してから。

大本専門員

10年経ったらまた再契約。更新をしていただくということになります。

谷川内委員

更新はするけどもちろん何もない状況。

大本専門員

今度は何もありません。

谷川内委員	ただ作ってもらっただけという事ですか。
大本専門員	そういうことです。
谷川内委員	その辺がゆったら悪いですが、ゆくゆくの話なので、よく聞いて説明しないと、もう何もなただ作るだけというような事になってくるということですね。
大本専門員	そうです。
谷川内委員	わかりました。ありがとうございます。
大本専門員	この協力金は地主の方に出ますからね。
久保木委員	私たちはこういう場で中間管理機構の事業をよく説明を聞くんですけど、いわゆる一般の方はまだ行き渡ってないんです。それで問い合わせで途中でやめたら補助金はどうなるのかというようなことを聞かれるんですが、費用とか色々な方法でもう少し市民の方に説明をしていただければ遊休農地が少なくなるのではないかと思うのですが。
大本専門員	貴重な意見ありがとうございます。機構のこのパンフレットは農協の営農団体とか色々な時に使わせていただいています、なかなか目が通っていない事があると思いますので今後、色々な方法で市民にPRするようにしていきたいと思います。
奥津委員	地域集積協力金の関係ですが、これは区域というのはどこに決まっているのですか。どういう区域になっているのですか。
大本専門員	これは一応区域を設定させていただきますので、人農地プランの区域内でないといけないというのがありますので、奥津委員さんの場合、大竹だと思いますので、大竹の範囲を設定するように、これ担当は市役所なので設定とか色々な手続きについては、そちらの方と協力して、もし、地域集積金をもらうようにするとなれば、こちらの方と協議しながら進めていきたいと思います。
奥津委員	大竹ですが、大竹全体でいえばものすごい面積になろう。それより下の小字とかいう地区でやってくれるかどうかなんです。

大本専門員	もしその大竹でされるのでしたら、大竹の人農地プランを作り直すとか再設定するようになります。それで区域を決めていくようになります。基本的には大きな大字単位できとると思いますので。
谷川内委員	例えば矢田とか上神代とかいうものすごい範囲になる。
奥津委員	大竹全体やったらあれだから一つランク下げてもらって。
大本専門員	人農地プランも毎年変更とか見直しがあるのでその時に検討させていただきたいと思います。それではこれで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。
会 長	他に事務局から何かありますか。
事務局	ありません。
会 長	それでは続いてその他ですが事務局からお願いします。
藤井次長	次回総会のお知らせですが、今回は10月11日(木)の午前9時30分から行います。場所は南庁舎1C、いつもしているところです。1階でさせていただきます。11月ですが、11月12日(月)時間は9時30分から会議室1Cとなります。よろしくをお願いします。本日、会議終了後この場所で農地部会をさせていただければと思いますので、関係委員の方は残っていただければと思います。以上です。
会 長	他に皆さんからのご意見、ご質問はございませんか。農地部会委員の皆さんには連絡いつていますね。他にございませんようでしたら、ここで閉会といたします。谷岡代理がご挨拶致します。
谷岡代理	(閉会挨拶)

(閉会時刻 午前 11 時 20 分)